

令和 8 年 4 月 24 日
文 部 科 学 省
初等中等教育局教育職員政策課

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂案について、令和 8 年 3 月 16 日から令和 8 年 4 月 15 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 253 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>性暴力防止・児童を対象とした犯罪の防止に努めるNPOの動画、パンフレット等を活用するよう促すべきではないか。</p>	<p>今回、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（以下「本指針」という。）において、文部科学省や警察庁、こども家庭庁が作成する、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための取組事例集や研修動画等について追記したところであり、そうした動画等の活用を含めて、引き続き児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図ってまいります。</p>
<p>いかなる理由（部活動や学習指導等）があっても、学校の管理下でない私用SNSアカウントによる児童生徒との1対1の接触を「全面的に禁止」し、違反した場合は直ちに懲戒処分の対象となることを指針に明記すること。</p>	<p>本指針において、教育職員等のサービス管理を行う機関は、用務遂行等に関する規則や指針等で、SNS等を用いて児童生徒等と私的なやり取りを行ってはならないことを明確化することが必要である旨記載しています。また、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒等や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化するとともに、各学校のルール等については教育職員等のみならず、児童生徒等や保護者等に周知し、理解を得るよう努めることが求められる旨記載しております。なお、懲戒処分については、任命権者等において、本指針の趣旨も踏まえながら、行為の態様や社会的な影響等を勘案して判断されるものと考えています。</p>
<p>校長の責務が規定されているが、管理職の「理解不足」や「認識の低さ」による不作為への対策が弱いため、校長・教頭に対し、最新のSNS加害手口および包括的性教育に関する研修受講を「義務化」し、ネット上の被害申告を「理解できない」として軽視・放置した</p>	<p>本指針では、学校の設置者及び学校において、管理職を含む全ての教育職員等の共通理解を図るため、外部専門家を活用するなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、繰り返し、計画的に研修を実施するよう、取組の充実を図ることとされています。また、学校の管理職</p>

<p>りした場合には、管理職自身の監督責任を懲戒対象とすることを指針に明記すること。</p>	<p>や教育委員会が児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）の義務違反や懲戒処分の対象となり得る旨記載しています。</p>
<p>性暴力が疑われる事案が生じた際、学校内での調査に優先して「直ちに警察へ通報・相談すること」を義務化すること。</p>	<p>本指針において、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるとともに、並行して、速やかに所轄警察署に通報しなければならない旨記載しています。また、児童生徒性暴力等の中には、児童生徒等の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、学校はためらうことなく所轄警察署と連携して対処すること、通報は児童生徒性暴力等の有無の確認の結果を待たずして行うことができることを記載しています。</p>
<p>免許失効者が規制の届かない民間教育施設（個人塾、家庭教師等）へ流入することを防止するために、本指針において民間事業者への段階的な義務化に向けた行程を明示すること。</p>	<p>どのような対策が可能かについて、検討してまいります。</p>
<p>データベースについて、戸籍システムと連携した自動的な「過去の全氏名に対する一括照会」を早期に実現すべきであり、40年という長期保存の趣旨が、氏名変更という合法的手段によって形骸化しないよう、技術的な照会精度の強化を指針に明記すること。</p>	<p>こども家庭庁の有識者会議においても、犯罪事実確認の仕組みにより得られる過去のすべての戸籍に基づく氏名を用いることができれば、データベースに記録される過去の行政処分歴の確認も可能となることが示されているところであり、本指針改訂案においても、データベースとこども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方に関する検討状況を記載しております。引き続き、こども家庭庁とも連携して検</p>

	<p>討を進めてまいります。</p>
<p>若手教員が管理職の隠蔽行為を外部に告発することは、現実には極めて高いリスクを伴い、不当な人事評価や職場内での孤立を招く可能性があるため、独立した通報受付体制の整備を指針に明記すること。</p>	<p>本指針において、通報等を行った教育職員等に対して当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や地方公務員法で定める平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならないことを記載しています。また、公益通報者保護法においては、内部公益通報受付窓口の設置義務等が定められているところであり、これらの周知を図ってまいります。</p>
<p>指針において、生成AIを用いた合成画像の作成・所持・拡散を、懲戒免職の対象となる行為として明示すること。</p>	<p>児童生徒性暴力等に該当する場合は、本指針に則り、懲戒免職とするなど、厳正な懲戒処分を行う必要があります。引き続き、法や本指針に基づき、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処を行ってまいります。</p>
<p>再授与審査に、臨床心理士または司法精神科医による専門的評価を要件として明記すること。</p>	<p>本指針において、再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者で構成することを示しておりますが、その例として、医療や心理の専門家についても例示しております。また、再授与審査における主な考慮要素として、「治療・更生等の程度」を挙げており、提出書類例としては、「複数の医師等による診断書・意見書」や、「更生プログラム等の受講等歴・評価書」等を例示しております。</p>
<p>本指針では「環境整備」が言及されているが、学校環境の安全設計については具体的な記述が限定的であるため、安全確保の観点から、学校環境の安全設計について、大人と児童生徒の1対1状況の回避や共用空間（廊下・出入口等）における防犯カメラの設置など、もう一歩具体的な方向性を示すことが望ましい。</p>	<p>本指針において、被害を未然に防止する観点から、他の児童生徒等や教育職員等の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、執務環境の見直しによる密室状態の回避等の予防的な取組等を強化することが必要であることを記載しています。また、本指針改訂案では、盗撮防止の観点から、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラを設置できないような</p>

	環境にしていくことが重要であることを記載しているところであり、引き続きその趣旨の周知に努めてまいります。
教職員等によるグルーミングにより、例えば女子高校生が教職員との性交に応じた場合、本人は被害に感じていないときに、加害者に言い訳として活用されてしまう恐れがあるため、「児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情を除く。」の記載は削除すべき。	本指針に記載の通り、児童生徒性暴力等については、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行・脅迫等の有無を問わないものです。その上で、教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には懲戒免職とするなど、厳正な懲戒処分を行うことを求めており、引き続き各教育委員会等に対して指導を行い、取組を徹底してまいります。
「生命の安全教育」は効果的であり、すべての学校でもれなく実施すべきと考えるが、すべての学校で実施していくためには、教育課程への位置づけが必要であり、そのよりどころとなる学習指導要領への位置づけが必要である。	現在、中央教育審議会の関係するワーキンググループにおいて、性暴力・性犯罪への対応に関する観点も含めて、専門的かつ総合的な議論をいただいているところと承知しています。引き続き、議論の状況を踏まえ対応してまいります。
アンケートを定期的実施して、設置者に直接届けられる選択肢があることを示すべき。	本指針において、児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及び学校は、児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えることが必要であることや、アンケート調査は無記名にしたり、直接学校の設置者へ提出することも可能としたりするなど、被害者の心情にも配慮した工夫を行うことが必要であることを記載しており、文部科学省としても引き続きその趣旨の徹底を図ってまいります。
学校が性暴力を把握した際、設置者や警察に届け出る流れが提示されているが、被害者の心情への配慮という点では、「事案に応じて」ではなく、一律にワンストップセンターに相談するというフローも考えられる。聞き取りが複数回にわたってしまう場合、いわゆる	本指針において、被害児童生徒等から聞き取りを行う際には、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならないこと、児童生徒等は誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数についての留意が必要

<p>「記憶の汚染」等の二次被害も懸念されるため、被害を把握した時点で詳しく聞き取らず、ワンストップセンターにつなげてから、警察など関係機関からの指導助言をもとに学校や設置者が対応していくフローを示すべき。</p>	<p>であることから、弁護士や医師、学識経験者等の外部の専門家で児童生徒性暴力等の事案に係る聴き取りに長けた者や児童相談所の協力を得て丁寧な事実確認を行うことは非常に有効であると考えられることを記載しているところです。その上で、本指針においては、学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等としては、事案に応じて、例えばワンストップ支援センター等の機関を被害児童生徒等やその保護者等に紹介するとともに、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、被害児童生徒等やその保護者等からの相談等に学校で継続的かつ適切に対応することが考えられると示しているところであり、引き続きこれらの趣旨の徹底を図ってまいります。</p>
<p>データベースと日本版DBSとの関係については、制度の重複による現場負担が懸念されるため、現場に過度な負担が生じないよう整理すべき。</p>	<p>本指針改訂案においては、データベースと子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方に関する検討状況も記載しております。引き続き、こども家庭庁とも連携して検討を進めてまいります。</p>
<p>児童生徒への対応を複数体制で行うことが性暴力防止に有効であることから、教職員定数の改善および人的配置の充実について、明確に位置付けるべき。</p>	<p>本指針において、「全ての児童生徒等に目が行き届くように人的配置や人材確保に努めることが求められる」と示しております。文部科学省においても、令和8年度予算において、中学校35人学級の実施や、小学校教科担任制の計画的な推進、生徒指導に係る体制の充実等に必要な定数改善に必要な経費を計上しており、引き続き、学校の指導・運営体制の充実に努めてまいります。</p>
<p>防犯カメラの設置は一定の抑止効果が期待される一方で、児童生徒のプライバシーや安心感を損なうおそれがあるため、設置場所・運用方法・目的を厳格に限定し、慎重に行う</p>	<p>学校における防犯カメラの設置については、子供達の日常の活動が全て録画されているという状況の是非などを踏まえると、一般の教室への設置を広く推奨することは、様々な</p>

<p>ことを明記すべき。</p>	<p>議論があるものと考えられます。</p> <p>防犯カメラ等の活用に関する留意点については、こども家庭庁の「こども性暴力防止法施行ガイドライン」において示されており、既に各教育委員会等に周知を行ったところですが、引き続き機会を捉えて、丁寧な周知に努めてまいります。</p>
<p>子どもの権利条約を子ども本人が学習する教育課程や授業計画など、子ども自身も学ぶことができるようにしてほしい。</p>	<p>子供の権利条約を含め、児童生徒等が人権に関する理解を深めるためには、教職員の研修及び啓発の充実を図ることが重要だと考えており、文部科学省としては、引き続き、学校における人権教育が推進されるよう、教育委員会や学校の担当者等を集めた研修の場等を通じて、子供の権利条約の趣旨を含めた人権教育に関する周知に努めてまいります。</p>
<p>P9の児童生徒等に対する啓発に関わって、どのようなことが性被害にあたるのか、段階的に、またきちんと理解できるようにしていくため、「生命の安全教育」にとどまらず、包括的性教育を教育課程に位置づけ、実施していくべき、との記載が必要と考える。</p>	<p>文部科学省においては、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないことを目的として「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。</p> <p>その内容は、性暴力等に関する正しい知識、他者への尊重や人間関係、防犯、SNS等との向き合い方など様々な事柄を含むものであり、児童生徒の発達段階に応じて教育課程の内外を通じて指導することができるよう、国において教材を作成・公表するとともに、その教材について学校現場の意見等を伺い、改善・充実を図りながら、全国の学校における着実な実施に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、性被害を予防できるよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進してまいります。</p>
<p>加害者一人の職業復帰の権利と不特定多数の児童の安全とを比較衡量すれば、その答えは自明であり、原則として免許状の再授与を禁止することを明記すべきである。</p>	<p>本指針において、「再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということ」である旨を示しております。なお、過去</p>

	<p>に児童生徒性暴力等を行ったことで免許状が失効等となった者に対する免許状の再授与を完全に禁止することについては、法制上の課題等も踏まえた慎重な検討が必要になると考えております。</p>
<p>「養護教諭等による相談体制の充実を図る」とあるが、養護教諭がしっかり相談にのることができるようにするためには、複数配置基準を大幅に引き下げるべきである。また、養護教員に関わらず、子どもの様子にしっかり目が行き届くよう、学校現場における業務を削減してゆとりを生みだしたり、教育職員の配置をもっと増やしたりすることが必要である。</p>	<p>本指針において、「全ての児童生徒等に目が行き届くように人的配置や人材確保に努めることが求められる」と示しております。文部科学省においても、令和8年度予算において、養護教諭の複数配置基準の引下げを含む教職員定数の改善に必要な経費を計上しており、引き続き、学校の指導・運営体制の充実に取り組むとともに、教職員の業務量管理の徹底など、学校における働き方改革の更なる加速化に取り組んでまいります。</p>
<p>「私的な端末で児童生徒等を業務外の目的で撮影することのないようにすること」とされているが、これまで学習や行事、部活動など、学校生活の様々な場면을記録したり、保護者へ伝えたりするために公的な端末が支給されるなどの条件整備を行わず、私的な端末を使用してきた。教材提示や特別支援学級担任同士の連絡、修学旅行的行事の記録など様々な場面で端末が使用できないことによる弊害も生まれている。まずはすべての学校、教職員に公的な端末を配備すべきである。</p>	<p>今回、本指針において、私的な端末で児童生徒等を業務外の目的で撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、端末の利用やデータ管理についてルールを明確化することが必要である旨追記したところですが、具体のルールについては、本指針の趣旨を踏まえて、各地域の実情に応じて、各教育委員会等において適切にご判断いただくものと考えております。</p>
<p>子どもがどこに、どのように相談すればいいのか分からない状況が依然としてあるため、子どもの声を丁寧に受け止められる独立性の高い相談機関を、すべての自治体に早急に整備すべきである。</p>	<p>本指針において、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備する」こと、「各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口など教育委員会以外が設置する相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に</p>

	<p>周知を行う」ことを示しております。引き続き、相談体制の整備とそれらの周知に努めてまいります。</p>
<p>採用時のデータベース検索が、保育園から高校まで、必要ではなく義務として、徹底されるべきではないかと考える。新聞報道によると私学の75パーセントは、データベース検索を怠っていたと判明したが、今回の改訂とあわせて早急に解決されるべき手だてを望む。</p>	<p>令和7年度実施した教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等に関する調査において、約7割の教員採用権者が、法で活用を義務付けられているにも関わらず、データベースを適切に活用できていなかったということが判明したことを踏まえ、文部科学省においては、データベースへのユーザー登録方法や活用方法を説明した簡易マニュアルや動画を作成し、周知を行いました。また、本指針改訂案においても、調査結果等を踏まえ、データベースを活用する上で留意すべき事項等について明記したところです。これらに加え、今後、データベースを正しく活用できていない教員採用権者の公表を前提としたフォローアップ調査の実施や、全国からランダムに抽出した教員採用権者に対する実地監査の実施も予定おります。引き続き、子供たちへの性暴力の根絶に向け、全ての教員採用権者がデータベースを活用徹底するよう、こうした取組を着実に進めてまいります。</p>